実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

2021年12月24日 02-G-008 (改 0)

島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査 (2021 年 9 月 6 日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
島根原子力発電所2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書	女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施 設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について	 発電所名の相違

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 記載方針の相違 目次 1. はじめに 2. 記載方針

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について、比較表

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表 島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について 1. はじめに 1. はじめに 記載表現の相違 令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下、「実用 規則」という。)第5条第2項に、設置変更許可本文十一号(以下「本文十一号」という。)の説明 炉規則」という。)第5条第2項に、設置変更許可本文十一号(以下、「本文十一号」という。)の説 資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理 明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管 に必要な体制の整備に関する説明書」(以下「添付書類十一」という。) が新たに追加されたことか 理に必要な体制の整備に関する説明書」(以下、「添付書類十一」という。) が新たに追加されたこ ら、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。 とから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。 2. 記載方針 2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 係る運用ガイド」(以下「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施し 係る運用ガイド」(以下、「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その 後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。 記載表現の相違 後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。ただし、本申請における設 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用 計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料 における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部 物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子 を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文 炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことか ・記載表現の相違 十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 ら、その活動実績に応じて記載する。 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子 炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。 参考 参考 【設置許可ガイド】抜粋 【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条 条第3項の添付書類についても準用する。 第3項の添付書類についても準用する。 4) 同項第 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整 4)同項 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に 備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及び 関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。 後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。

		島根原子力発	電所2号灯	戸 適合性審査(2021年	9月6日期	版)						女川原子力発電	折2号炉 有毒ガス			差異理由
設置許可添付書類十一	後見後における発傷用原子が施設の保安のための業務に係る出質管理に必要な存在の整備に置きる影響等	1. 概要 本級引着は、変更後における発電用原子が施設の保安のための業務に 本後引着は、変更後における発電用原子が施設の保安のための業務に 存る場質管理に必っる。発電制原子が施設の建設需要変更常可事間(以下「本 申請」という。) に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及 びその後の工事等の活動に係る出質管理の方法、組織等に係る単項を記 続する。	2.基本方針 本股月書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の 実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係 る事項」を以下のとおり説別する。	(1) 設計活動に係る品質管理の支債 (2) 設計活動に係る出質管理の支債。として、実施した設計の管理の方 治を「3. 設計指動に係る出質管理の支援。に属する 具体的には、組織について「3. 1 本年間における設計に係る組織 (周載へかれ互同系との体権に合む。)」に、実施するの発揮・こって 「3. 2 本年間における設計を係る出資管理の大造した。 別当について「3. 3 本年間における設計に係る出資管理の 方法について「3. 3 本年間における設計に係る出資管理の方法」に、 関連管理の方式について「3. 4 本年間における設計に係る出資管理の方法」に、 文書を配じついて「3. 5 本年間における政計に係る出資管理の方法」に、 文書を記しいて「3. 5 本年間における政計に係る出資管理の方法」に、 文書を配じついて「3. 5 本年間における大連を発生を発生した。 大端を発生について「3. 5 本年間における大連及び国験の管理」に、 不満を発生について「3. 5 本年間における大連及の管理」に、 不満を発生について「3. 5 本年間における大連及の管理」に、 不満を発生について「3. 5 本年間における大連及の管理」に、 不満を発生について「3. 5 本年間における大連を発生して記述して、 「5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5	(2) その後の工事等の所着に係る組留推動の方法、置編等に係る事項 その後の工事等の指着に係る組織を担め方法、組織等に係る事項については、「4、その後の工事等の指導に係る組織を配か方法、組織等に係る事項にあいては、「4、その後の工事等の指揮に乗る場面を開始の方法等」に記載する。	具体的には、組織について「4、1、その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び格権伝達合な。)に、対能する各段階について 4、2 その後の設計、工事等の各段階とも更加に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に必要 な体制の整備に関する診例 書	1 十級律之米/巨生網絡 1 十級律之米	変更後における影響用原子が踏製の保安のための業務に 原る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 - 概要	1、 版本 体の設備管理に表現を検討の経過に関する場合制造した。 体の設備管理に表現を検討の経過に関する場合制造した。 なう事項に着づき、第卷間等手段的の結び設置を置すり申訴(以下「本 申請」という。)に当たって発験した設計活動に応る品質管理の実施及び すの体の工事等の活動にある記憶を提び方法。超報等に係る事項を提及で すの体の工事等の活動にある記憶を提び方法。超報等に係る事項を記録 する。	2. 着本方針 本説明寺では、本申請における。「実施した設計活動にほる品質管理の 業績」及が「その後の工事等の途前に係る品質管理の方法。組織等に係 各事項」を、以下のとおり説明する。	(1) 解析器的压免品或者的定案。 採集 化旋杆 化旋杆 化氯化 化氯化 化氯化 化氯化 化氯化 化氯件 化氯件 化氯件 化氯件 化氯件	(2) その後の日本等の影響は長の貨幣機関の方法、銀幣等にほる事項 その作の工事等の影響にある監督機関の方法、銀幣等にほる事項 こいでは、は、その後の工事等の活動に任る話貨機関の方法等」に記 繋する。 具体的には、組織について「4」での後の工事等の活動に任る組織 (場割からの日面関係及び特殊に含金之)に、実験する各階につ いて 4.2 その後の設計、工事等の各階にそのトとュー」に、 以下 4.2 その後の設計、工事等の各階にそのトとュー」に、 工事に任金の経過計、工事等の各階にでした。一日に、 監幹型の方法について(4.3 その後の設計に係る起策管理の方法」に 設計及の工事の計画の認可事度(以下「8上間」という、」に対ける関 連修理の方法について(4.3 その後の設計を開発等機構造の方法。」に 設計及の工事の計画の認可事度(以下「8上間」という、」に対ける関 連修理の方法について(4.3 を20条の注制与関係を建め方法。」に、文 書修理の方法について(4.3 を20条の注制を建設)を建設。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る。 また、第工即に基づき、「採用製・機用原子が及びその的解解説の技術 着種に関する機能(不成が有を月か出原子力規制製造会機制第6号)」 (以下「技術着準規則」という、等への適合性を確保するために必要 となる機能(以下「通句指数対象機能)という。の機能管理につい で、15、通令性報知事業態の基準機能用「記載する。	 設計活動に係る品質管理の実施 本申請に増うくて業的した設計に信み品質管理は、発電用原子炉設 施変量計可等指数を欠における。14年、発電用原子炉路設の保安のた の企業所に各の監管機工を成本的の製造機工厂関本の の原業所に各の監管機工の基本を表別である。 	・記載表現の相違
設置許可本文十一号	1	1	1		ı		変更後における発電用原子所施設の保安のための業務に除る品質管理に必要な体制の整備に関する認明書	数国 华马本女士 1 号	1		1	I	I		I	
品管規則							1 美祖			1	I	ı	1		1	

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	- 11. 3 11	><	管理に必要な体制の整備について	差異理由
	(702年) 大量等担について(4.7 その後の設計、工事等におりる文書を関している。 大型を提出について(4.7 その後の設計、工業等におりる。 また、設工部に基づる。 (実用影響型所でついて(4.8 その後の分割の事態)に、不過の管理について(4.8 その後の分割の事態)に、不過の管理について(4.8 その後の分割の との人間に関する規則(等成25年の月28日がナントで16.8 年の後の公前にある。 (実用影響型所で19.2 という。)への適合体を発展するために必要となる意識(以下16.3 通り性需要対象を設置していう。)への適合体を発展するために必要となる意識(以下16.3 通り性需要対象を設置していう。)への適合体を発展するために必要を表現している。 通り性需要対象を設置している。)の総数管理によって実施した経済を行為して実施したを表する。 (第147年の日本学のための機能対象を開発の発表のための機能対象を発展のための機能がある。 (第74年の日本文化・中によおりを建設を対象の上に基づき数字を対象の場合のための機能対象に対するを対象の等のに対するとおり実施する。 (第74年の日本学の一部を決定した表別の手を対象の表している事を行るのではないことから。 (第74年の日本学の一部を決して基準のの第74年の日本学の主要を対象の場合のではないことから。 (第74年の日本学の主要を対象の場合のではないことがも、(第74年の日本学の主要を対象の場合のではないことがも、(第74年の日本学の主要を対象の場合のでは、第45年の日本学を対象の場合の方法に、第45年を実践の方法に第5年を発展を対象の表別に第5年を表別を表別を表別を表別を表別を表別に第5年を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		1 十聲伸之來 厄土帽腦	ただし、本中語にも1分の日内の信息によった。 18年1年 1月 1日	差異理 由 ・記載表現の相違 ・組織体制の相違
設置許可本文十一号	(1) 1 女任及び種類 (2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		設置許可本文十一号	次ででの発売での発売を明確に	
品管规则			原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に決事が依拠の基準に関する規則	(設計問題計画) 第二十年 2 原子の事業者等は、設計問題計画の第三において、次に移げる事項を 可属にし、なけわれならない。 三 設計開発に係る期間及び要員の表位及び審照	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 3.1.1 発計に係る組織 設計は、第1表に示す主管組織のうち,[3.3 本申請における設計に 係る品質管理の方法」に係る組織の設計を主管する組織として実施する。 2. 本申請における際計の毎度階とそのレビュー本申請におりる際計し、本申請におりる事業を対し、非計算における申請審件成及びこれに付除する基本的改築計として、設備計算本文本一等「7.2 設計開張」のうち、必要な事情であった。といるとり実施する。本申請における設計の各度階を設備を設備を設備を設備を対している。 記載表現の相違 本本の日本を日本を日本を日本を日本を日本を日本を記して日本を記している。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本を表示にはいる。 組織体制の相違 第2表 本母族における時計及び登進の中級商 中級商 次十一級の 次十一級の 対応項目 3.3 本母隊にお 2.3 設計園 本母隊及 はおの数計「 第1章 活動状況の相違 この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す設計に係る活動を実施する。 なお、本申請において上記による体制で実施した。 第1表 設計及び調達の実施した。 第1回 適合性権認に関する体制表 第1日 適合性権認に関する体制表 調金は、第1表に示す本社組織及び発電所組織の調達? で実施する。 設計開用いる用いる 7.3.2 第二月 **宋 宋 宋** 唐 唐 唐 茶品 設計開発に用いる情報 用いる情報 の明確化 本申請にお ける設計に 係る品質簡 種の方法 後間 S . 本申請におけ 連管理の方法 本申請に 計に係る の方法 ±. - 談計開発の各級階における適切な審査・検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

				ルトN.Omb	管理に必要な体制の整備について 比較表		
	島根原子力発電所2号炉 適	[合性審査(2021 年 9 月 6 日版	₹)		女川原子力発電所 2 号炉 有毒	ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	本中辦における記事 る基本的な記事として る基本的な記事として 本・原成における記事 来上辦における記事 表に寄す。 説字「レビュー」と なお、説計の写解 なお、説計の写解 なお、説計の写解 なお、説計の写解 なな、	第2条 本中間における配計を5個数の名類数の各段階 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	環境 総	- 十盛春 中 ※ 回 金 國 總		3.3 本申請における設計にほる品質管理の方法 総計を主管する組織の長れ、本申請における設計として、[3.3.1 設 計開発に用いる解析の明確化」「3.3.2(1) 申請申申成のための設計1 及び「3.3.2(2) 設計のアウトブットに対する機能」の各段階を実施する。 以下行金級階の活動内音を示す。 3.3.1 設計開製に用いる情報の明確化 総計を主管する組織の長れ、本申請に必要及設計開製に用いる情報を 明集にする。	・記載表現の相違 ・活動状況の相違
設置許可本文十一号	3. 1 設計開発 3. 2. 1 設計開発計画 第2. 1 設計開発計画 第2. 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3.1 改計開始計劃	(1) 組織社、設計開発(等ら原子が閲覧において用いるための設計開発に 限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、 設計開発を管理する。 7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は 超到準数を放送が進行して一つが計画など用いて本種のキャン・	BP 1 十 女 本 1 日本 1 年 1 日本 1 年 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本	7.3.4 陸計開張レビュー (1) 議職は、原計開発計画にしたがって、原計開発計画にしたがって、次に制が専用を削りとした体系的な審定、以下「貸計開張しビュー」という、多業施する。 (2) 機計開気の結果の個別業務等要求事項への適合性こいで評価するに、必要は相関のの名集の個別業務等要求事項への適合性こいで評価し、設計相関に関係が多準のには、当該時は開発しビュー「当該計算限」にコーラが最大の登録に、(2) 機関は、設計開発には当ずる期間の代表者及び当該提出開発に係る時間表であり、(3) 機関は、設計開発には当りを制度の信息が必要が出版。 (4) 機関に関係に係る影響に関係でありませる。 (5) 機関は、設計開発に係る。 (6) 機関は、対象性関係に係るが可能を対象が通信を表現が当該を対して、の機能に対する場合にありませる。 (5) 機関に関係に係る	3. 製計商品計画 「開発計画 「開発力」の計画(以下「製計商器計画」という。)を実まするととも に限る。)の計画(以下「製計商器計画」という。)を実まするととも に関る。)の計画(以下「製計商器計画」という。)を実まするととも は、製計商品に用いる体験 ない場ける。のを明確に定めるとともに、当該解析に低ら記録を作成 の、機能が必然がした設計商別のの場合もれた解析であって、当該数計面 の、機能が必然がした設計関系のの場合もれた解析であって、当該数計面 がに得けるのを明確に定めるとともに、当該解析に低ら記録を作成 を確認が必然した設計関系のの場合もれた解析であって、当該数計面 別に用いる体験をして適用可能なもの。	
品管規則	(原計用発計画)	(原注及)	第二十七条 原子が事業者等は、設計開発(等ら原子が施設において用いるための設計開発に扱る。)の計画 (以下「設計開発計画」という。)を 策定するとともに、設計開発を管理したければならない。 (設計開発に用いる情報)	原子力議院の保安のための議断に係る 品質を製用込券な体制の薬制に係る	(設計開発レビュー) 第三年編 原子が事業等は、設計開発の提切な路において、設計開発 計画に定っ、次に指引を事業を制化。 上によっ、次に指引を事業を制化した株余的な審定以下「設計開 別とはコーという。)交換機、(成式が成分成分 こ 設計開発に問題がある場合においては当該問題の市を明確にし、 必要な確認を指案するでしまして、当該設計開発レビューの対 をなっている評判を所に関係を参考を無可の代表者及び出談談計開 別様でも同様の情報を開展とはよっに、当該談計開発レビューの対 の様子が事業等性、設計開発しに加まるが開めるで の様子が事業等性、設計開発しに加まる。の様のは認定計開発 の様子が事業等性、設計開発しに加まる。の様の記録が可能対 の様を対する。	(松口和保存) ない、 (松口和保存) ない (松口和保存) ない (松口和保存) から (松口和保存) から (松口和保存) から (松口和保存) から (水道水流流流流水流)	

	島根原子力発電所	2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
一十萬皋科級尼基屬級	明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。 2. 3. 2. 設計及び設計のアウトブットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施 + 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	(1) 中語者作成のとめの設計 を実施する。 変わる主管する箇所の長は、本中制における中間者作成のための設計 を実施する。 要な基本的な設計の品質を確保する上で温度な活動となる。「調達によ る解析」及び「手手覧による自社解析」について、顧別に管理事項を実 施し品質を確保する。 (2) 設計のアウトブットに対する検証 変計を主管する箇所の長は、「3、3、2 設計及び設計のアウトブ タトに対する検担の野による活動を実施した。。 は登別・本中間において上記による活動を実施した。 は登別・本中間において上記による活動を実施した。 なお、本中間において上記による活動を実施した。 なお、本中間において有機の関心につくっとの経定、指揮の要員 に格示する。 なお、この検定は当該業務を直接実施していることの経定、指揮の要員 にお示する。 なお、この検定は当該業務を直接支援した原設計者以外の者に実施さ なお、この検定は当該業務を直接支援した原設計者以外の者に実施さ なお、本中間において上記による活動を実施した。 なお、本中間において上記による活動を実施した。		・記載表現の相違
設置許可本文十一号	次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該併職に係る記録を作成 し、これを管理する。 a、機能及な性能に活る要求事項 に関いる情報として適用可能なもの に関いる情報として適用可能なもの e、関係部令 d、その他設計開発に関いる情報に必要な要求率項 d、表の他設計開発に関いる情報について、その妥当株を評価し、非認 する。	3.3 設計開発の結果に係る情報。 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対 ・	○ 「関係条令 ○ 「関係条令 ○ 「中心を設計開発に必要な要求事項 (3) 議職は、設計開発に用いる体報について、その空当性を評価し、承 即する。 (4) 連載は、設計開発に用いる体報について、その空当体を評価し、承 (5) 連載は、設計開発のの意用にある機能を、設計開発に用いた体能と対 化工作権とうとができるがにより管理する。 (5) 連載は、設計開発のの意用に分析解を表別する。 (6) 通数は、設計開発のの意用に分析解を表別する。 (7) 通数は、設計開発のの意用に分析解を表別する。 (8) 通数は、設計開発のの意用に分析解を表別する。 (9) 通数は、設計開発のの意用に分析解を表別する。 (9) 通数は、設計開発の高異に係の解素の変類の一部のであった。 (9) 重数は、設計開発の高異の個別素の変数のがのに当かりに動きする。 (1) 通数は、設計開発の高異の個別素の変数の変のにあった。と (1) 通数は、計制開発を行ったあった。 (2) 通数は、当初設計開発を行った第分にとかって経済を維等の (3) 超数は、当該設計開発を行った美角に当該設計開発の特征をさせな、 (4) 組織は、当該設計開発を行った美角に当該設計開発の特征をさせな、 (5) 組織は、当該設計開発を行った美角に当該設計開発の特征をさせな、 (5) 組織は、当該設計開発を行った美角に当該設計開発の特征をさせな、 (6) 組織は、当該設計開発を行った美角に当該設計開発の特征をさせな、 (7) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
旧路報用	いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるともに、当該情報に 係る記録を作成し、よれを確しなければならない。 機能及び性能に係る数水等項 二 資価の類似とな計開発から得られた情報であって、当該設計開発に 用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 回 その他設計開発に必要な要求事項 回 モル金融設計開発に必要な要求事項 回 し、未認しなければならない。	(保計開発の結果に係る情報) 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 (1) はならなか、当該設計開発の対果に係る情報を、次に進わに当た。(2) 2) 原子力事業者等は、設計開発の対象に係る情報を、次に掲力を表です。 3) 原子力事業者等は、設計開発の対果に係る情報を、次に掲力を多項に 適合するものとしなければならない。 2) 原子力事業者等は、設計開発の対果に係る情報を、次に掲力を参項に 適合するものとしなければならない。 1) 調准、機器やの利用及の結果に係る情報を、次に掲力を事項に 1) 一設計開発に係る関別業務等要求事項に適合するものであること。 1) 国金・機器等の実施の大部のために適切な報告を提供するものであること。 1) 関係者を交生とから立てしている対象を提供するものであること。 1) 関係者を会生とから適に使用するためによりに適切な情報を提供するものであること。 1) (設計開発の検証) 1) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発計画に従って核底を実施し なければならない。 1) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が劉労業務等要求事項に 2) 3 原子力事業者等は、設計開発の結果が劉労業務等要求事項に 2) 3 原子力事業者等は、設計開発の高力な製造に第一項の核能を含せ ではならない。 1) 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発 (1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1	□ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickとの □ Mickell M	

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(202	21年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	3) 申請書の作成 認計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための認計 からのアウトブットを基に、本申請に必要な専類等を取りまとめる。 なお、本申請において上記による研動を実施した。	(4) 申請者の承認 本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力強能保安委員会の 審議及の確認を得る。 への提出手続きの承認を得る。 なお、本申訓において上記による活動を実施した。 3. 3. 3 設計における東重 設計を主背する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合, 各設計 様果のうち, 影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受 けた良殊以降の設計結果を必要に応じ修正する。	議議計可添付書類十一 (なた、本中語において上記による活動を実践した。 3.3.3 給付における変更 設けたおける変更 設ける主管する経額の長化。設計の変更が必要となった場合、免認計 には、企業を受けるものについて必要な設計を実践し、影響を受けるとなるがあっち。「第一年の は、一度を表示のうち、「第一分が用における姿が対象の発化のための核例 は、一度が表示のうち、「第一分が用における姿が対象の形化のための核形 は、一度が表示のうち、「第一分が用における姿が対象の形化のための核形 は、一度が表示のうち、「第一分が用におけるを対象の形化のための核形 は、一度が表示のうち、「第一分が用におけるを対象の形化のための核形 は、一度が表示のうち、「第一分が用におけるを対象の形化のための核形 は、1 度がきを変更可すれた発・制度子が発を発けていた。 は、1 差中はにおける中間を制度の検討を対象による。 異数の次が関係を主管する目標の表は、調達者間を影響を発する。 異数の次が関係を主管する目標の方法。 異数の次が関係を主管する目標の方式、 は、第月しない。 は、第月しない。 は、1 供給者の技術のの表別 は、1 供給者の技術のが関係を は、1 供給者の技術のの表別 は、1 に応うすが発音を発する。 なお、本申請におけるは、は給者が当けの表示事項に従って関係 異数の次が関係を主管する目標のを表し、調達者間を影響を まする。 まする。 まずるとは、供給者が当社の実施する。 まずるとは、可能者が通りを表す。 は、1 供給者の技術的が関係を は、1 供給者の技術的が関係を は、1 供給者の技術的が関係を ままする。 ままする。 ままする。 ままする。 ままする。 ままする。 は、1 供給者の技術的が関係を ままする。 まままする。 ままなる。 ままする。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ままなる。 ま	・記載表現の相違 ・活動状況の相違
	19、2次値する。 19、2次値する。 19、2次値する。 19、2次値する。 19、2次値する。 19、2次値間密がある場合においては、当該問題の特容を明確にし、 6. 2次時間発生間整分ある場合においては、当該認計開発の特別をなって 19. 3次時間発生に関連する。 19. 3次時間発生に関連する。 19. 3次時間発生に関連する。 19. 3次時間を設定に係る情報を、設計開発に用いた情報と対立 19. 3、3、3、2、2、3、2、3、2、3、2、3、2、3、3、3、3、3、3、3		設置計画な大一等 (1) 設計価限の変更の管理 を開発し、12を管理する。としまうともに、当該変更に存る記録を を開発する。とができる。ともに、当該変更に存る記録を を提出、計画を開する。としまった。 (2) 選載は、計画的の変更を行うに当たり、参加・位の、参加・位の、 (2) 選載は、計画的の変更を行うに当たり、あらかしの、参加・検証 及び事品性認定でし、変を条理する。 (2) 選載は、計画をの変更を行うに当たり、ありにの、参加・検証 及び事品性認定を行うに当たり、 (2) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	
品管規則	発してユー」という。)を実施しなければならない。 ・設計開発の結果の類別業務等業ま事項への適合性について評価すること。 ・設計開発に関節がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な指版を整案すること。 2 原子力事業者等は、設計開発しビューに、当該認計開発レビューのお (3 保上所の表別に関連する所同の代表者及び当該設計開発 「1 保を表別となっている設計開展的に関連する所同の代表者及び当該設計開発 「1 所した情報と対して後証することができる形式により管理しなければならない。 (3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 (1 に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。 ちらかじめ、当該部門用発の結果に係る情報を、設計開発の結果に係る情報を、改計開発の信息に当たがよびならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものであること。 ・ 高名が収集率を含むものであること。 三 合が収集率を含むものであること。 三 合が収集率を含むものであること。 三 信が関係を提供するために適切な情報を提供するものであること。 三 信が関係を提供するために適切な情報を提供するものであること。 三 信が関係を提供するために不可欠な当該機器等の特性が 開催できる。と、	(原計開発の変更の管理) 第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、(当該変更の内容を開設することができるようにするとともに、当該変更に 信る記載を作成し、これを管理したけわばたらない。 表、検証及び発出体構器を行い、変更を承認しなければたらない。 3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力能(3 認に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する特異は指品に及ぼす	展子力機能の保密のための業別に係る (会計開発の変更の管理) 第三十三章 原子力業権をは、設計開発の変更を行った場合においては、 当該の変更の作者を制することができるようにするとともに、当該変更 に係る記憶を指し、これを管理しなければならない。 を展子が業権者は、設計開発の変更を行うに掛けり、の を展子の対象を構成、設計開発の変更を行うに対ければならない。 の 展子力等素者は、設計開発の変更を行うに対ければならない。 の 展子の業権者は、設計開発の変更を行うに対ければならない。 会に及び全地を開発していて、設定を提びが対し、 会に及びまままり作者に認及すり施設を構成を構成を構成の対けがはならない。 をになったが動しました。 をになけずま要の作者の連携を構成を構成が表別が表別が表別にないました。 の 展子の業権を表し、別議を引か品及は各所以で「関連物品等」、 をしない。 をしない。 をしまり、しに適合主なと関係の表別が関係を表別の対けはならない。 の 展子の業を制度に対して、要を業用になりままがあるのでは、 ない。この場合において、一般を実用工業については、関連的場合等の を定めなりがあるとい。一般を実用工業については、関連的場合等 を定めなりがはならな、一般を業用工業については、関連的場合等 を定めなりがはならな、一般を業用工業については、関連的品等を を定めなりがはならな、一般を業用工業については、関連的の表別を を定めなりがはならな、一般を業用工業については、関連的の表別を指 を定めなりがはならな、一般を業用工業については、関連的の表別を を定めなりがはならな、一般を業用工業のが表別を を定めなりがはならな、一般を業用工業に、も関係の表別を を定めなりがはならな、一般を業用工業ののまとの を定めなりがはならな、一般を業用工業に、も関係の表別を を定めなりがはならな、一般を業用工業ので、管理を を定めなりがはならな、一般を業用工業に、も関係を表して、 を定めなりがはならな、一般を業を推正して、 を定めなりがない。 の 第子がまる様は、記述を助る等素を専用にはい、関連的の表別を を定めなりまして、 を定めないました。 を定めないまたないました。 を定めないまたないまたないまたないまたないまたないまたないないないないないないないない	

宗字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 差異理由 3.4、2 供給作の適定 場合生音子も適所の適定 場合生音子も適所の表は、本中間における設計に必要な認識を行う 場合、環境に必要な要求事項を明確にし、契約を主導する箇所の其へ供 結合が適定を依明する。また、契約を主管する箇所の実は、「3.4、 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を となる業務のうち、順子力利用における妻を対策の報告の表したもの様義 特物質、総燃料物質及び原子炉の規制に出する法律等の一個を改正する 法権」に基づき変更認可された原子が施設を要定の権行者でに実施し た本申請における申請書作成に係る社内手続き文は基本設計に係る調 地製品の検証については、認置許可本文十一号に基づく設計を提計に係る調 設置許可 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当た 調連を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号 に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、保給者の業務実施状況 を適切に管理する。(「3. 4. 3(2) 調造した役務の検証」参照) する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象 3.4.3 脚途管理 脚系法士管する服の長礼。脚途に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。 なお、本申請において上記による活動は以下のとおり実施した。 到議を告替する組織の表は、業務の内的に応じ、設備許可本文十一号に整くく調准要求事項を含めた仕機機を作成し、供給者の業務実施が完全的に管理する。(13.4.9(2) 到達した役務の検証」参照) 「原理した俗称の特征 関係を出着する組織の低に、調達した信称が開発要求事項を指か していることを確実にするために関連した俗称の特征を行う。 供給者なて特征を実施するために関連した俗称の特征を行う。 保格者なて特征を実施する場合は、あらかじの仕事です能区の際 係及び調達した信称のリリースの方法を密発にした上で、特征を行 3.1.4. 供给者汇财了各级报警变 供给者汇财了各额查を主管了各级额の長は、供给者の品質保証活動及 订键全位安全文化各質成し推荐了方人のの活的が当切で, かつ, 确案汇 記載表現の相違 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 調達を主管する協所の長は、調達管理を確実にするために、設定 本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。 3. 4. 1 供給作の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って享 品を供給する技術的作品。 活動状況の相違 供給者に対しては品質保証計画書を提出さセレビュ 4.3 調達管理 設置許可添付書類十 仕様曲の作成 lε (5) 3 7、4、2 開張物品等級米事項 (1) 推議社、開発物品等別を用いる情報に、次に指げる開始物品等與共革項 のうち、減割しかものからから。 3、開始的品等の保持者の製剤のプロセス及び設備に係る要米等項 b、開始物品等の保持者の製剤のプロド係の要求等項 c、開始物品等の保持者の製剤の万能に係る要米等項 c、開始物品等の保持者の製剤の万能に係る要米等項 7.4.4.2 関連協助の等表が参加 (1) 関連は、関連的の場合に関うを解記、次に掛ける開始的品等素本等 項のうち、認当するものを含める。 日 国連制をあるのではおきの作品でしてた及び機能にも多素大事項 b・ 関連をあるののはおきのがあらのが目にも多素水事項 c・ 関連をあるののはおきのが目のかずになる素素等が d・ 関連をあるののはおきのが関係できたメントシステムになる要末等項 d・ 関連をあるののはおきのが関係であるのが関係に必要求を手 e・ 国連をあるののはおきのが関係である。 1. 一般を素用工業品を終まりに関するに当れ、2の指摘するた 1. 一般を素用工業品を終まして用するに当たっての評価に必要 を表示を表示している。 4 顕進 4.1 顕進プロセス (1) 報議礼、譲進十る都出又は役務(以下「顕進物品等」という。)が、自ら規定する顕進物品等に係る要次事項(以下「顕進物品等要求事項」 4.8 調達物品等の特征 (1) 超減に、調性の場合等の影響がある等表帯項に適合しているようにす うたのに基本は特征の水法を定め、実施する。 (2) 組織は、調達物品等のの指統者の工程等において調達物品等の特征を 報報することとしたときは、当該特征の実施要項及び関係物品等の供 結構からの出域的可密の決定の方法について調達物品等素素単項の中で明確に定める。 に、その他別は物品等に必要な要求事項 に、その他別は物品等を完全的として、超数が国途物品がのが 工場等によって使用事業業等をその他の個別業務を行う際の原子 力機則集角会の融資による当該工場等へのセスリに関することを含め 4.1 節値プロセス (1) 脂類は、脚毛を砂窓又は依然(以下(脚陸物品等)という。)が、 自ら機度で多調達物場等に係る要求事項(以下(開送物品等要求事項 という。)に適合するようにする。 (4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及 に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 設置許可本文十 1 第三十四条 原ナガ華楽者等は、顕塗する物品又は夜暦(以下「顕進物品 等」という。が、自ら規定する顕維物品等に信念要求等度(以下「顕進 特別を原象来で同、という。)に適合するように人なければならない。 2 原子力素素等は、保安価値の無理度に応じて、認識価値の供給者 及び顕達物品等は、保安価値の販度に応じて、認識価値の供給者 及び顕達物品等は、保安価値の方法及び程度を定めなければならな (調達参品等要求事項) 第三十五条 原子分事業者等は、調達物品等に関する存職に、次に掲げる 調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 - 調達物品等の非事項 4 原子力事業者等は、第二度の審査、検証及び姿当性確認の結果の記録 及びその結果に基づき課じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 い。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給 者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が顕進物品等要求事 項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めな ければならない。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、測達物品等を供給す る能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならな (順速プロセス) 第二十四級 原子が事業者等は、調達する物品欠は役所以下「開送物品等」 という、1次。自の規定する調達物品等にほる要求事項以下「開達物品 考察求事項」という、1次重点であった。 2. 原子力等素者等は、調送物品等の供給者の工程等において調整物品等的提供を実践することしたとは、当該特証の実施素係が必要活動品等の供給者からの出路の可認の対策の方案とついて調達物品等素非等項の中で明確に定めなければならない。 ムに係る要求事項 の要員の力量に係る要求事項

	島村	根原子力発電所2号	炉 適合性審査 (2021年9月6	日版)			女川原子	子力発電所2	号炉 有毒ガス		差異理由
設置許可添付書類十一		(2) 顕達した役務の修証 顕確を主管する箇所の長は、顕進した役務が顕進要次挙項を満たしていることを確実にするために顕進した役務の修正を行う。 供給者先で修正を実施する場合は、あらかじめ仕様書で修証の要領及 供給者先で修正を実施する場合は、あらかじめ仕様書で修証の要領及 び顕進した役務のリリースの方法を明備にした上で、検証を行う。	3. 4. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及 び確全が定金文化を育成、維持やの影動が適切で、かつ、確実に 行われていることを課題するために、社外監査を実施する。 3. 5 本年間における設計に係る支書及び監験については、設置計可本文十 一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される出質記 解であり、これらを適切に管理する。	3.6 本申請における不適合管理 本申請と基づく設計において発生した不適合については、適切に処置 を行う。 4.その後の工事等の活動に係る品質管理の方法。 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法。 まの核の工事等の活動に係る品質管理の方法。 まの様の工事等の活動に係る品質管理の方法。 まの様につ	設備市可当付書頭十一 行われていることを確認するために, 供給者に対する総質観察を実施する。 あ。	.5 本年間における文書及が記録の管理 本年間における設計に係った書及が記録については、品質マキシメン 大文書、それらに魅っき作点される品質記録であり、これらを適切に書 理する。	3.0.8 本申請における不適合管理 本中国におって発生した不適合については、適切に范蠡 さける。 そのよう。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4.1 その係の工事等の活動に係る困難(組織内外の相互関係及び貨業伝送会で、 は今で、 中の係の工事等の適勢は、第1回に示す本品機器及び影像所機器に係る件型で実施する。	4.2 その後の設計、工事等の母親階とそのレビュー4.2 以上がなど工事をのグレビ事のグレード分けの適用 (2.2.1 設計を放び工事をのグレード分けな適用 (2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	4.2.2 設計及び工事等の各級階とそのレビュー 設計又は工事を主着する組織の供並びに検査を担当する組織の長は、 その様におり続け及び工事等の各段階において、レビューを実施する とともに、記録を管理する。 なお、設計の各級間におけるレビューについては、設計及び工事を主 なお、設計の各級間におけるレビューについては、設計及び工事を主 替する組織の中で当該設備の設計に関する専門変を命のて実施する。	・記載表現の相違
設置許可欠文十一号	d. 調達物品等の不適合の報告及び網に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が確全欠定之化を有成し、及び維持するため に必要な要求事項 「一般確果用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要 水事項 ル チの地調油機品等に必要が重加	5. イ、3 開始を出発の後距 (1) 組織は、開連物品等の機能 ために必要な機能の力法を定め、実施する。 (2) 組織は、開連物品等の供給者の工場等において開達物品等の検証を実 施することとしたときは、当該検証の実施要別及び顕進物品等の検証を実 施することとしたときは、当該検証の実施要別及び顕進物品等の保持者 からの出荷の可否の検定の方法について開進物品等要求事項の中で明 離に定める。	 4.1 調准プロセス 1 組織は、関連する物品又は投稿(以下「関連物品等」という。)が、 自ら販定する課金物品では各務(以下「関連物品等要求事項」 という。)に適合するようにする。 2 以 支援の管理 2 、4 配接の管理 3 、2 本者の管理 4 、 4 配接の管理 5 、 4 配接の管理 6 、 4 配接の管理 7 メアメンシンステムの変換性を実正する記錄を明確にするとともに、当該部業を、認分やすて等等に存存を把握することができ、かつ、機業することができ、かつ、機業することができまった。 6 にとができるように作成し、保定活動の重要性のことができ、かつ、機業することができまった。 	8.3 不適合の管理 (1) 組織は、解別業務等要求事項に適合し立い機器等が使用され、又は顧 別業務が実施されることがないよう。当該機器等又は顧別業務を特定 し、これを管理する。		1) 回義は、83以マネシメント文書を管理する。 2.1 配数の経 2.2 配数のでは、 2.2 に数のを 2.2 に対象のを 2.3 に対象のを 2.3 に対象のを 2.3 に対象のを 2.3 に対象のを 3.3 に対象のを 3.3 に対象のと 2.3 に対象のに 3.3 に対象を 3.3 に対象のに 3.3 に対象を 3.3	(1) 温泉は、 (回り来の) できない (1) 温泉は、 (回り来の) できます (1) 温泉は、 (回り来の) できます (1) 一 (1) 一 (1) できます (1) できます (1) できます (1) できまます (1) による (1) できます (1) による (1) できまます (1) による (1) できまます (1) による (1) できまます (1) できまます (1) による (1)	7.3.1 設計開発計画 (2) 開設計、設計開発計画の策定において、次に移び多等項を明確にす 。。 。。 設計開発に係る部門及び実員の責任及び権限	「自選でメネジメントシステムに信み選手番項 シ 組製は、保安活的の産業側に同じて記載でイネシメントシステムを確 ・ に、指する、この金色、対に移じる単体金型の目できます。 ・ 原子が開発。 は は、女は部の実施の世界原及でよりの報道での ・ 原子を設定しては保護等の品質又は保安活動に関連する原子が の変えに業事を及ぼすがそれのあるもの及びこれらに関連する原子が 有の影響の大きる 中の数字の表示しては高速型をおない事業の発生なは保定活動 の素質の影響としては高速型とれない事象の発生又は保定活動 の・素整すの路管型しては高速型とれない事象の発生又は保定活動 が一部のに計画され、若しくは実行されたことにより認こり項のを 響不通のに計画され、若しくは実行されたことにより認こり項のを 響不適のに計画され、若しくは実行されたことにより認こり項のを	3.1 競技関係計画 う。 議員は、設計開発計画の策定において、次に移びる事項を明備にする。 も、設計開発の金を指における通切な審査、特征及び安当性確認の方 変型で管理体制 3.4 設計開発した。 1.3 議員は、設計開発の適切な設備において、設計開発計画にしたがつ て、次に移びる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発しと、	
品管規則	回 顕遠物品等の不適合の概括及び処理に係る要求事項 耳 調差物局等の供給者が確全が安全文化を育成し、及び維持するために 必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求 中 子の仲間活動品に必要な要求	(Windowstand The Association of Management		れを管理しなわればならない。 (不適合の管理) 将四十九条 原子力業者等は、顧別業務等要求事項に適合しない機器等 が使用され、又は緩別業務が実施されることがないよう、当該機器等文は 個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	原子力維勢の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の産業に関する機制	(文書の香港) 第七版版十分書業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならな 4. (1290 0参報) 2. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18	が出るのを開う。 18日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	(後計節第計画) 第二十七十年 20年十年報報等は、設計图第(等5度子が確認において用いるための設 計配第11年を発送に対して「経計四第1番」という。2条第5年5点 から、設計開発を管理しなわれならない。 三 設計図第16番目になる部門及び第40条件。	(品質マネジパントシステムに係る要求事務) 第四条 の 用子力等素等性、保予送的の重要素に応じて、品質マネジメントシ ス	(設計開発計画) 第二十年 第二十二十 第二十三十 第二十	

		島根原子	力発電所2号炉	適合性審査	(2021年9	9月6日版	<u>;</u>)				女川原子力発電所 2	2.号炉 2	有毒ガス			差異理由
設置許可添付書類十一	関係及び情	的は、第1回に示す本社組織及び発電所組織に係 「事等の各段階とその審査 「等のグレード分けは、発電用原子が施設の安全上 するグレード分けは、発電用原子が施設の安全上	 2. 2 設計大び工事等の各段機とその毒症 設計又は工事と主管する箇所の是並びに検査を担当する箇所の長は、 その後における送針を以工事等の各段階において、レビューを実施する とともに、記録と管理する。 なお、設計の有股階におけるレビューについては、設計及び工事を主く なお、設計の有股階におけるレビューについては、設計及び工事を主 	実施する。	・3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する原所の長式、設工認における技術基準展開等への適合 社を確保するための設計を実施する。	於事項を明確 定	な適合性離準提別等へ	1 十八四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		3 その体の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する組織の長は、設工即における技術整準規則等への適合 性を確保するための設計を表施する。	銀管砂 等	要な適合性確認効勢設備の選定 「る最歡の長は、各条文の対応に必要な適合性確		・ 基本設計方針の作成(設計・1) 設計を主管する組織の表は、外体要導展引擎の適合性確認対象設 適に必要、実施事場に対する設計を指すな、実施するために、終告 参加規則の例文にとに合成文に関連する。 日本部署にいた基本設計が対象を解する。	適合性質認対象設備の各級文への適合性を循係するための設計 (銀計2) で対けませきでも認識の長は、適合性確認対象設備に対し、変更が の計算主管する認識の長は、適合性確認対象設備に対し、変更が の計算事業のある性を発展するための詳細設計を「設計1」	宏典理由 ・記載表現の相違
設置許可不文十一号	任及び権限 4.1 用 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日	はが責任を持って業務を遂行できるようにするアナンに存る要求事項 4. オアナムに係る要求事項 4. 技に掲げる事項を適切に考慮する。 のの	4. 第24 第24開発とピュー ・ 3. 4 数計開発とピュー ・ 3. 4 数計開発の適切な設備において、設計開発計画に従って、次 に場びる事項を目的とした体系的次審数(以下「設計開発トピュー」と ・ 2. 2. 3. 今米額十る。 ・ 3. 数計開発の結果の翻別業務等要表帯がくの適合性について評価する	こと。 砂製年間各に回題がある場合においては、当該問題の内容を思描こし、 砂製な岩面を整体すること。 組織は、設計開発アプローに、当該設計開発アプロコーの対象となって、 いる設計開発の展示関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る等 門家本参加される。	4. 1 数計開発計画 4. 日本 1 数計開発計画 4. 日本 1 数計開発計画 4. 日本 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	4. 等級決争項として設計開発に用いる情報であった。 確に定めるとともに、当該情報に係る認識を作扱 に 4.	+ たの 1 3.7 1			は、設計開発計画 ・ 国数は、設計開発(等の展子が施院において用いるための設計開発 ・ に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を推定するととも に、設計開発を管理する。	(1. 設計商用に用いる体験 通数に 高級大学業業事件と じて設計開発に用いる作業であって、 次に移びるのの空間等に定めるとともに、当該体制に係る記録を作成 し、これを管理する。 数に動いてはに発表来事業 第に割って体制でに発表を含われて体験であって、当該設計園 第に割って体制として、当時間に対しまれて、 の・関係会。 は、その認知に開発に必要な要求事項 は、その認知に対象に必要な要求事項		18.8.4	3.3 製計価限の結果に係る体験、 1.0 調整は、製作間等の品質に係る体験を、設計開発に用いた体験と対 投して機能することができる形式により物理する。 2.0 調整は、実計開発のかの機能のプロをプロ巻に、地の一部 の、当該等は関係のの機能のプロをプロ巻に、あらかじ の、当該等は関係の結果に係る権格を記する。 の、当該等は関係の結果に係る権格を記する。		
品管規則	(責任及び権限) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに際門相互開	の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四条、2 原子力事業者等は、保養活動の重要提に応じて、品質マネジメントシ ステムを確立し、適用しなければならない。この場合において、次に掲げ	る事項を適回に募集しなければならない。 (設計開発レニュー) 第三十巻 原ナカ事業を等は、設計開発の適切な股階において、設計開発 事業に従って、次に勘げる呼吸を目的とした系統的な審査 (以下「設計開 発レビュー」という。) を実施しなければならない。 一説計開発の結果の個別業筋等要求事項との適合性について評価するし	と。 一級計画なに関節がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要な措置を指案するでは、 2 原子力等素件等は、設計画条ファコーに、当該設計画条ファコーの対(像となっている設計画条数に関連する部門の代表者及び当該裁計開発	(第23年開発計画) (第二十七条 原子力を素者等は、設計開発 (第5原子力指数において用いるための設置開発に戻る。) の計画 (以下 設計開発計画) という。) を策治するともに、設計開発を発用しなければならない。			原子力強設の保安のための業務に係る 品質整理に必要な機制の整型に関する規則 型コンニーニーという 7 本事業 かけなんばからかい	- 設計開張の開展の個別集務を表現事が、必要的とはこりに存得する - 設計開張に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要性権を指揮するとと、 の 原子力等基金性、設計開展した。一に、当該設計開展した。一の対 会となっている設計開展を所に関連する等例の代表者及び当該設計 同に係る時間を必要がませればなるは、、 レビューの場構をデフラ票ととの場果の記録及が当該設計開議(レビューの場構とデフラ票との場果の記録及が当該設計開議(ルビューの場構とデフラ票とは一の場果の記録及が当該設計	(数計解制計画) 第二十代編 原子が業業者等は、設計開発(45原子が撤設において用いる 下のの設計開発に研え、20代義(以下、設計開発計画)という・2条第2 表念となる。 設計開発を管理しなければなるない。	(総計面限に用いる体験) 第二十八級 原子力等機構な、個別業等等業等等として統計開張に用 いる機能であって、次に制けるもの発明に定めるとともに、出版格解 に任る記録を作成し、これを管理し収り材度なら収り。 一種配めが住職に応募率券等。 「報かが扱いた統計開発し合語ら得られた解であって、当該設計開発 に関いる解析として油用可能なもの 国 層位法・ 図 その他設計開発に必要な要求券項 の 原子力等基準数、終刊開発に用いる作器について、その妥当性を存 の 。	I		(総計開発の活集に係る機能)、総計開発の活集に係る機能を、設計開発 第一十次。 原子が基準なは、使用開発の活集に係る機能を、設計開展 に用いた解析と対比して特証することができる形式により管理しなりれ ばなるない。 で、原子が事業等は、総計開展の水の影響のプロセスに終むに当たり、 あらかしめ、当該談計開発の格集に係る情報を考認しなりかはならな(の 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る体験を、次に部げる事項に 適倍うちものとしなければだらない。 一 設計開気に係る個別集等等業本準項に適合するものであること。 一 調法、映整やの使用など個別業等の製造のために適切な機能を設計 するものであること。	

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)			±/III	原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
				×/11/2	AND	21.577-1.14
設置許可添付書類十一	心要な要求幹項に対す の条文でとに存金式に た基本設計が對於を記載 2) 3) 全主等十名簡合 2) 3) 計畫設計の一の適合性 各用いて実施する。 (3) 詳細設計の工程を主管する節用 (4) 設計の子グアンド (5) 設計の子グアンド (6) 設計の子グアンド (6) 設計の子グラインを施口 2) ドレオーでを施する (7) 2) ドレオーでを施口 (8) 2) ドレオーでを修用 (8) 2) ドレオーでを修用 (8) 2) ドルオーでを修用 (9) 2) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		設盛作可治付書類十一 の指罪を用いて実施する。 (3) 詳細設けの品質を発信する上で書夢女法和の管理	(3) 詳細表すの協議を得まる人工を要求が割りでは、 等計を主きする協議の表化、詳細部への基本を確認する上で重要 な活動となる。「関連による解析」及び「年計算による自社解析」に ついて、値別に管理事項を実施し、品質を確保する。 (4) 設計のアントプトに対する特征 設計を主管する組織の表化、42.3 設計及び設計のアウトブットに対する格型」のアトブットが設計のインテットに入りに対する をは確認的参数値に対する手を事項の明確し、及び4.3.2 省会 文の対応に必要な場合に確認が要数値の適気」参照)で与えられた 要求者項に対する場合を性を認定した上で、要求者項を減たしている ことの対応に必要な場合を性を認定した上で、要求者項を減たしている ことの検証を、認定計事以外の者に実施させる。	(5) 設工部中国中国的工作。 (5) 設工部市場的工作。 (6) 設工部市場の工作。 (7) 設工部市場の工作。 (7) 設工部市場の工作。 (7) 設工部市場の工作。 (8) 設工部市場の工作。 (9) 設工部市場の工作。 (9) 設工部市場の工作。 (9) 定工部市場の工作。 (9) 定工部市場の工作。 (9) 定工程的工作。 (9) 定工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工程的工	・記載表現の相道
設置許可本文十一号	「工作版子をことができる形式により管理する。 当成設計開発の結果に係る情報を未認する。 当成設計開発の結果に係る情報を未認する。 のもする。 ・ 原計開発の原来に係る情報を未認する。 ・ のかける。 ・ 合称的結果に係る情報を表別する。 ・ 合称的結果を合むものであること。 ・ 合称用金をむためのであること。 ・ 合称用金をむためのであること。 ・ 合称可能基準をむためのであること。 ・ 合称用金をないる第三に使用するために不可欠な当結機器等のを が開催を含むること。 ・ 3.5 資計開発の確果が整数が再に適合している教育 解除するること。 ・ 3.5 資計開発の確果が整数を事項に適合している教育 ・ 3.5 資計開発の確果が整数を事項に適合している教育 ・ 3.5 資計開発の確果が整数を表現に適合している教育 ・ 3.5 資計開発の確果が整数を表現に ・ 3.5 資計開発の確果が整要を ・ 3.5 資計開発の確果が整要を ・ 3.5 資計開発の信息が必要に ・ 3.6 資料開発とビュー。 ・ 3.7 資料開発とビューー ・ 4.6 数計開発とビューー ・ 5.7 対抗関係を ・ 6.8 は 一般を ・ 7.8 が 一般を ・ 7.9 を実施する。 ・ 6.9 は 一般を ・ 7.9 を ・ 8.4 複計開発とビューー ・ 9 は 一般を ・ 1.5 は 一般を ・ 1.5 は 一般を ・ 1.5 は 一般を ・ 2.5 は 一般を ・ 2.5 は 一般を ・ 3.5 は 一般を ・ 3.5 は 一般を ・ 4.6 に 一般を ・ 5.5 は 一般を ・	(1) 組織は、設計面第の結果に係る情報を、設計理能に用いた情報と対比して禁証することができる形式により管理する。	設備計可本文十一場住が明確であること。	7.3.5 設計開版の検証 (1) 報酬に、設計開発の機能の個別業務等要決等項に適合している状態 存職保するかのに、設計開業計画にしたかって検証を実施でか。 (3) 組織は、当該設計開業を行った要員に並認設計開業の検証をさせな し、	を発しておいては、当該支援の内容 とともに、当該数同になるに対する。 当またり、あらかじの、専業・経証 がる。 おいて、設計関系の資産が無対す がおいて、設計関係の資産が無対す がおいて、設計関係の資産が無対す がおいて、設計関係の資産が無対す	
品管規則	ことができる形式により管理しなけれる。 ことができる形式により管理しなけれる。 (係る情報を未続しなければならない、 (係る情報を表現しなければならない、 ・事項に適合するものであること。 ・等の大場がの本別に着りた情報を提供。 は、設計開発計画に従って修証を実施 (1. 設計開発計画に従って修証を実施 (2. 設計開発計画に従って修証を実施 (2. 設計開発を (2. 公司に (2. 公司	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 に用いた情報と対比して後継することができる形式により管理しなけれ	原子力施設の保存のための業務に係る 品質管理に必要な体制の基準に関する機制 三 合否制定権を含むものであること。 四 機器等を含むかつ施工に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	(設計開発の検証) 第三十年。原子力事業者等は、設計開発の結果が衝別業務等要求等項に 適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施 しなければもない。 で 原子力事業等は、当該設計開発を行った要員に第一項の特証をさせ てはならない。	第の変更を行った場合においては 今記録を作成し、これを管理して 記を行うに当たり、あらかじめ、有 をを設しがはならない。 おいて、強計関系の変更が属子が しばならない。	

	島根原子力発電	所2号炉 適合性審査(2021年9月6	日版)			女川原子力発電所:	3号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	成以及が1ノノガモ	(6) 設工部申請者の承認 所の長が作品に、資料を主管する箇所の長は、設計を主管する箇 所の長が作品に、資料を取りまとめ、原子力発電保充委員会へ付譲し、 4、3、4、 職計とおける変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の適加又は変更が必要となった 場合、会計計業とのうち、影響を対するものについて必要な設計を実施 し、影響を受けた原格以降の設計結果を必要に応じ修正する。	4. 4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の表は、具体的な設備の設計の実施及びその結果 を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4. 6 設工認にお ける顕著管理の方法」の管理を適用して実施する。 4. 4. 1 具体的な指の変は、工事の間によれて、要求事項に適合する 工事を主管する箇所の長は、工事の間において、要求事項に適合する ための具体的な設計・設計の)を実施し、決定した具体的な設備の設計 結果を取りまとかる。		設置下可述付書類十一部を実施する。		4.6 資本機能有益的。 4.6 資工但における別域を確認する。 最内及び間違を主管する組動の長は、第工即で行う間域を確認を確定。 4.6.1 供給者の係権的時間。 4.6.1 供給者の係額的の各に、保持者の出行の場合。 5.6.2 に特性者の各種の各性、原工即に必要な関係者の保持的評価を 5.6.2 に特性の場合。 1.6.2 に特性の場合。 1.6.2 に特性の場合。 1.6.3 に特性の場合。 1.6.3 関係主性する組織の条性、原工即に必要な関係証券的を行うに当た 1.6.2 に特性の過程を理 1.6.3 関係主性する組織の条件、関連に関する品質保証者的を行うに当た 1.6.3 関係主性する組織の条件、関連に関する品質保証者的を行うに当た 1.6.3 関係主性する組織の条件、関連に関する品質保証者的を行うに当た 5.6.2 関本の企工及ぼす業等を考慮をし、以下の関係管理に基づき業 第7.6.2 を担じまする。 1.6.3 関係を生性する。 1.6.3 関係を関係の条件、業務の内性に応じ、。 1.6.3 関係を提出るの作は 1.6.4 関係を見まする。 1.6.4 関係をした。 1.6.5 関係を提出るの作は、 1.6.5 関係を提出るの作成。 1.6.6 関係を提出るの作成。 1.6.6 関係を提出るの作成。 1.6.6 関係を提出るの作成。 1.6.6 関係を提出るの作成。 1.6.6 関係を提出るの作成。 1.6.6 (4.6.8 (2.2) 関係製造のの管理」の部) 2.6.6 単位を生性する。 1.6.6 (4.6.8 (2.2) 関係製造の管理」の部)	• 記載表現の相違
設置許可本文十一号	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかにめ、 当該設計開発の結果に係る情報を未認する。 可、	3. 7 設計開始の変更の管理 組織は、設計開始の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 別がっとよびを含まえらにするとともに、当該変更に係る記録を作成 よのを管理する。 ・これを管理する。 ・ 主体を管理する。 ・ 主体を管理する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4.1 課金プロセス 無難は、顕確する物品以及後(以下「顕微物品等」という。)が、 自ら数定する調達物品等に係る要求事項 (以下「顕微物品等要求事項」 という。)に適合するようにする。 3.3 設計開発の結果に係る情報 2.5 設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するも とする。		設置計可本文十一号の工事	8.2.4 機器等の推進等 「加麗社」に対って、個別業形の実施に扱うプログスの型の投 業計画にしたかって、個別業形の実施に扱うプログスの型の投 上がして、機能等差差を実践する。 (3) 超製工、研究等的の需要に応じて、使用等業業構造等の強 (5) 超製工、研究等的の需要に応じて、使用等業業構造等の強 で使用計算業業情度が要素との基金、での需要となる機能等を する部門に関する業人部門を実にする業人との他の により、使用対策業等を確認等にできた。 1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	4 開送 1 開送 1 開送了セスス 自ら展生の海域制品等である又は投資(以下「開送物品等要求事 自ら展生の海域制品等に任意業事項(以下「開送物品等要求事 自ら展生の海域制品等では、開送物品等のは自己を 1 開始、保存性の重要側にないで、開送物品等の供給者及が 制御等に指引する管理の大力の「需要を表す」にある。この場合にない 一般を業用工業品については、開始制の等の研究者等のの必要 を入手し配置しては、関係制の等の状況が開展を定め、この 2 と整備以でラスように、管理の方法及が開展を定め、自己 2 と整備以下のように、管理の方法及が開展を定め、 3 に関係的に対象を表する。 2 に関係的に対象を表する。 3 に関係的に対象を表する。 3 に関係的に対象を表する。 3 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 4 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 3 に関係的のを表する。 4 に関係的のを表する。 4 に関係的のを表する。 5 に関係的のを表する。 5 に関係的のを表する。 4 に関係的のを表する。 5 に関係的のを表する。 5 に関係的のを表する。 5 に関係的のである。 4 に関係的のである。 5 に関係ののである。 5 に関係的のである。 5 に関係的のである。 5 に関係的のである。 5 に関係的のである。 5 に関係的のである。 5 に関係ののである。 5 に関係的のである。 5 に関係ののである。 5 に関係ののである。 5 に関係ののである。 5 に関係ののである。 5 に関係ののである。 5 に関係ののである。 5 に関係のである。 5 に関	
品管規則	はならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の設備のプロセンに指むた当たり、 あらかしか、当該政計機の結果に係る情報未続したわればならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、然に掲げる事項に 一成十万事業者をは、設計開発の結果に係る情報を、然に掲げる事項に 一成十万事業を含むとしなければならない。 一 調達、機器等の使用及び報別業務の実施のために適日するものであること。 二 調達、機器等の使用及び報別業務の実施のために適日する情報を整件す るものであること。 三 合否判核基準を含むものであること。	(原計用発の変更の管理) (高計開発の変更を行った場合においては、 第三十三条 原チ力毒業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、 (1) 係る配換を作成し、これを管型しなければならない。 (4) を	(国達力をない、 (国達プロセス) 第三十四条 原十万事業者等は、顕進十る物品又は投資(以下「顕進物品 等」という。) が、自ら規定する顕進物品等に係る要求事項(以下「顕進 解析等要求事項」という。) に適合するようにしたければ欠らない、 (認計開発の請求に係る情報) 第二十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 第二十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 はならない。	图式 计键矩 內 经部分产品 人名英格兰		(機器等の検査等) 第四十年 原 原子的業業者等に、機器等に任る要求参減への適合性を検証 第四十年 の	(開建プロセス) 第二十四級 原子力等基準等は、開送予告地区は信務以下「同核物品等 1.2. という、2.6 向と用定する部分にあるまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	

	島村	限原子力発電所 2 号炉 適合性審査(2021 年 9 月 6 日版)				女川原子力:	発電所 2	号炉 有毒ガス			差異理由
設置許可添付書類十一		4、4、2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するため の工事を実施する。 4、5 候用所事業格差の方法 被目的事業者を表は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に置 業された性類及プロセスのとおりなもること、技術基準規則に適合し ていることを確認するため、使用的業者検査を再開、、工事実施面所 あらの認定性を確保した格式体制のもと、実施する。 4、5、1 使用的事業者を立つ解認が項 使用前事業者を表は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記 使用前事業者を表し、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記 使用前事業者を表し、適合性確認対象設備が、認可された設工 (1) 基定機の仕集の方とが、以下の項目について検査を実施する。 (2) 国際マネジメントンステムに係る検査 (3) 国際マネジメントンステムに係る検査 4、5、2 使用的事業者検査の計画 検査を担当する箇所の民は、適合性確認対象設備が、認可された設工 認に記載された生態及びロセスのとおりであること、技術基準規則に 適合していることを認定するため、使用所事業者検索を計画する。 4、5、3 使用的事業者検査の計画 検査を担当する面がの民は、適合性確認対象設備が、認可された設工 都会に係るプロセンの取りまとめる主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとめを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の民は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面所の足は、使用順事業 者核差に多プロセンの取りまとかを主管する面形のによるでと言意する 4、6、4 使用間事業者を必要が上では 4、6、4 使用間事業者を表示を表示を表示を正確を表示を示して、 4 5、5 4 使用間事業者を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	る。 4.6 際工版における調整管理の方法 調金を主管する所の表は、第工版で行う調道管理を確実にするため に、血質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4.6.1 既給飲の技術的評価	1十紫春科采丘托春塔	(2) 顕建製品の管理 調達を生命する組製の製店、当社が任価書で要求した製品が確実に 時品されるよう調達製品が購入されるまでの間、製品に応じた必要な 管理を実施する。	(3) 調達製品の特証 調達を主管する組織の気は、調達製品が譲速要求等項を満たして いることを確実にするために関連製品の特証を行う。 なお、明治者先で特証実施する場合。あらかじの付益者で特証 の要領及び調送製品のリリースの方法を結婚にした上で、特証を行う。	4.6.4 供給者に対する品質整度 供給者に対する整度支生を与ら緩の表は、供給者の品質症従者助及 好器な女女女化管板に維持するからの活動が緩切で、かつ、職業に 行われていることを確認するために、供給者に対する品質整度を実施す 入れれていることを確認するために、供給者に対する品質整度を実施す	4.7 その後の設計、工事等における文書及が記録の管理 その後の設計、工事等における文書及の記載については、品質マネジ メントを表し、それらに整づき作成される品質記録であり、これらを語句 に管理する。	4.8 その後の不適合管理 その後の設計・工事及び試験・検査において発生した不適合について は適切に必認を行う。	・ 適合性物部が未受けるが発行を 工事を主要するが認めの表は、他の性別が未受が置こって、「好が参加 展別への適合性な所有等素を主要な実験することにより限り、、適合 体験型に対象のの年間的体でにおいては、実験管理に係る基本プロセス に基づき係を推定機になっては、実験管理に係る基本プロセス は、適合性を維持する。した点件計画を数定し得金を表類することに より、適合性を維持する。した点件計画を数定し得金を表類することに より、適合性を維持する。	・記載表現の相違
設置許可本文十一号	 助議、機器等の使用及び個別業務の支援のために適切な情報を提供 するものであること。 合路が成集率を含むものであること。 機器等を変全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。 	2. 4 機器等の接套等 の 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別 然件面に従って、個別業等の実施に係るプロセスの適切な民間によ で、 使用側等業務値減を対しましまが多を実施する。 相談は、解送高値の重要度になって、使用前等素体等を対象 用削率素を検査等を実施する要員をつ対象となる機器等を所管す 所門、属する要員と信用を異にする要員をすることその他のが認い が門に属する要員と信用を異にする要員をすることをの他のが認い が開い属する。 5.) を確保する。	7.4 副後 7.4.1 開催プロセス (1) 組織注、顕進プロセス 自ら規定十つ調産物品等に係る要求等項 (以下「顕達物品等) が、 自ら規定十つ調産物品等に係る要求等項 (以下「顕達物品等要求率項」	1994年 1994年		・ 顕越路高等の特証 、 「職業は、 野海島等・ のから、 大きっているようにする からいた要素付きにかれたを定め、 発酵する 「職就、 別途的品等・ の内括者の工場等において到途物品等 の特証を 「職業するととしたときれ、 当版特証の実施素積及り部域制品等の特証 「報金からなどしたときれ、当版特証の実施素積及り部域制品等の特 「報金から、 ないない。」	「関係プリセス 開議し、関係の対象を受けて、 「関係を関係し、 「関係を関係を関係し、 「関係を関係を関係し、 にいっ。」 「関係を関係を関係しました。」 「関係を関係を関係しました。」	3 文書の学習 種類は、成双マシンント文書を物理する。 4 に記めの報 種類は、成型の学習 電解は、必要機関に保定する個別素等要素等等への協合及び協関 ネタンメントシンテムの実施を実施する形成等等等にあ ネタンメントシンテムの表別を 素質を ・ ・ ・	5 不協合の参議 (1) 組織式, 個別業部等要求等項に適合しない機器等が使用され, 又は 個別業部なもったとがないよう, 当別帳器等又は自営業務を結 学し、アメを機器する。		
	- 設計開発に係る動別業務等数米事項に適合するものであること。 - 調准、機器等の使用及び輸別業務の実施のために適切な情報を提供するものできること。 - 合否判在基準を含むものであること。 - 保否判在基準を含むものであること。 - 国 機器等を安全から適正に使用するために不可欠な当該機器等の勢性が	解等の後差等) 十八条 原子力素者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検 とかに、便別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの 実施、使用面事業者検査等文は自主検査等を実施しなけれ ない、使用面事業者検査等文は自主検査等を実施していて、使用面事業者検査 化性(使用面等業務性等等を実施する要員をその対象となる機器等 する間可に履業格性等等を実施する要員をつび載となる機器等 より、使用面等業格素等等の中立性核び信頼性が損なわれないこと。)を確保しなければならない。	(顕接プロセス) 第三十四条 原子が業業等は、顕著する物品又は投資 (以下「顕進物品 7 等」という。)が、自ら規定する開進物品等に係る要求等項 (以下「顕進」 物品等要求事項 という。)に適合するようにしたければならない。	原子力嫌疑のほ安のための集新に係る 品質管理に悪失な体制の整凹関する規則	- 調査が動きのにおきが業がつすしておりが発揮になる業実等項 - 調査があるのにおきが業がつすして必要な事項 - 国資本的場合の設定マネジメントシストに必要素等項 - 国資本的場合の設定マネジメントシストに必要素等項 - 国資本の場合のの対象を必要なたを質点し、及び指針するため - 一般素集用工業品を保持を「使用する」に対しての評価に必要な業 - 本ののでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を集用工業品を保持して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般を表明して、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のですが、一般のである。 - 一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表明して、一般を表現して、一般を表現して、「原子力等業等がの」 - 一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表現して、一般を表現を必要がある。 - 一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表現を必要がある。 - 一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表現して、一般を表現して、一般を表現を必要がある。 - 一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般を表現して、一般を表現して、一般のでは、一般を表現しな、一般のでは、一般	「以の1月は2014に、 「現場物品等の移転」 第三十六編 原子が基準等は、調達物品等が調達物品等素素等項に適合 しているようにするために必要な検証のが法を定め、実施しなければな らない。 日本が要素等等は、調達物品等の供給金の工程等にかに可能物品等 の検証を実施することとしたをは、当時機能の実施等級が関連物品 等の供給者がのの出版の可否の形式の形式の形式の形式の形式の はのれて知識をできたとしたをは、当時機能の実施等級が関連物品 等の供給者がのからればれるにない。	(国語プロセカ) 第二十四編 海子が事業者は、認該する物品又は依然の以下「国建物品等」 という。1,00。自ら規定する問題等の場合「企業者等の以下「国建物品等 等要余等項」という。2に適応式を表示した。2位別が成立の表示。	(大曲の管理) なた。 属す力等素者等は、品質マネシメント文曲を管理しなければなら ない ない。 ((記録の管理) が) 係 属す力等素等は、この原則に採す予慮別素等等素素等係への 適の方の監督・カントシッチュルの変数性を実践する。可能を影響に カントをに一端の記載を 請かず、毎日に作ると記載を解析に カントをに一端記述を、請かず、年日に作ると記載を解析に カントを作ることを言う。 カントのできるように作成し、係実活動の重要表に応じて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「不信息のを指するのでは、 (不適当のを指す) 第四十九條 原子が無常。 が使用から、又信息が振り業等が手がを形が手が通信に適合しない機器等 が使用かり、又信息が振り業等があることがないよう。当応機器等又 は個別業務を第一、これを実置しなければなる。		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6	版) 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理
開業を主管する原所の長生、保給者が当社の歌等年頃に従って副建製 出金供給する技術的な配合。 保護者の主任、保護者の技術的評価を 大 4.6.2 供給者の選出。 2.6.2 供給者の選出。 最近に必要な開業を行う場合。原子力 安全に対する影響、保給者の支援等を考慮し、業務の重要度に応じてグ は.6.3 顕越独の顕進管理 国議を主管する解析の展生、選工場に必要な開業を行う場合。原子力 なって、所で選する。 (1) 仕様者の作説 国議を主管する解析の展生、業務の解析者の支援等を考慮し、以下の国 選者を主管する解析の展生、業務の的等に応じ、。国質器に関する事 項に基づく顕越来事項を含めた仕様書を作成し、保給者の業務支援 項に基づく国連数を単位を含めた仕様書を作成し、保給者の業務支援 のを適切に管理する。 (1.6.3 (2) 顕進製品の管理」参照) (2) 顕進製品の管理 副語を主管する解析の展生、当社が仕様書を要求した契品が確実に幹 のを適切に管理する。 (1.6.6.3 (2) 顕進製品の管理 のな金銭切に管理する。 (1.6.6.3 (2) 顕進製品の管理」参照) を表達切になまった。 (1.6.6.3 (2) 顕進製品の管理」参照) を表達切になまった。 (1.6.6.3 (2) 顕進製品の管理 のはたち、のは一般などの企業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	関係を主任する協所の表は、関係数量が関係要求を行う。 ことを選択に名なめに関連製品の参加を行う。 なお、供給者で後距を対象する場合、あらかじ砂仕様事で被回の要 対以で強進数型のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。	
投資が1、に適合するようにする。 という」に適合するようにする。 日間に、技術的の重要ではできて、顕著物は等の供給者をご知過行に対し、 は構造して管理の力法及び整度を加る。この場合において、 を発展できるように、管理の力法及び整度を加る。この場合において、 を確認できるように、管理のの形式を開展を定める。 と構成では、 を構成できた。 を構成できた。 を提供を表する。 を開放できた。 のうち、請すしてのできた。 のうち、 はずしてものをである。 のうち、 はずしてものをである。 のうち、 はずしてものをである。 のうち、 はずしてものをなる。 のうち、 はずしてものをなる。 のうち、 はずしてものをなる。 のうち、 はずしてものをである。 の 一般を出て来るのできなメントンテッテムに係る要求を可 の 顕常物品等の保持者を存着し、強定する。 の 顕常物品等の保持者の監督できたメントンテッチムに係る要求を可 の 顕常物品等の保持者の監督できたメントンテッチムに係る要求を可 の 顕常物品等の保持者の監督できたメントンテッチムに係る要求を可 の 正確か品等のと解析のと関係を発発して表現してる。 の 正確か品等のとなるとない。 の 正確か品等のとなるとない。 にご要な要求を可 にご要な要求を可 ・ 4 2 顕遠物品等のとを含値する場合には、顕遠物品等の供給者に対 の 1 顕遠か品等のの供給者に対 の 1 知識が品等のの供給者に対 の 1 知識が品等のの供給者に対 の 1 知識をは必要なを可 の 1 知識を記録を必要値する場合には、顕遠物品等の供給者に対 の 1 知識を配置をを受値する場合には、顕遠物品等の供給者に対 の 1 知識を配慮を受値する。 の 1 知識を配置をを受値する。 の 1 知識を配置をを受値する。 の 1 知識を必要でする。 の 1 知識を配置をを受値する。 の 1 知識を配置をを受値する。	6 13 組織は、調整物品が調整物は等要水中間に適合しているようにする ためた必要な機能の方法を含め、実施する。 (2) 組織は、調整物品の年格が口が高いるが (3) 組織は、調整物品の年格が口が高いな機能ので調整物品等の特殊を 第一からの出面の可なの決定の方法について関連物品等要米中面の中で関 確に定める。	
国管規則 (国産物品等に対す業者等は、保安活動の環境に応じて、顕著物品等の供給者 (A) この場合において、一般産業用工業品については、顕微的品等の体格 (A) この場合において、一般産業用工業品については、顕微的品等の体格 (A) であった。一般で乗り工業品については、関連的品等の体格 (A) であった。「日本の本のでは、「一般産業用工業品が顕進物品等要求す (国産物品等要求事項) (国産物品等要求事項) (国産物品等の供給すの業務の成品を発育し、選定したければならない。 (国産物品等要求事項) (国産物品等の供給すの業務の成品を発育し、選定したければならない。 (国産物品等の供給者の業務のプロセン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロセン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロモン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロモン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロモン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロモン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務のプロモン表の定職に係る要求事項) (国産物品等の供給者の業務を企業を全化を作じ、及び維料するために 必要な要求事項 (国産物品等の保給者が健全な企業、年項 (国産物品等の実事項) (国産物品等の保給者が健全を発展を用するに能たっての評価に必要な要求事項) (国産物品等の実事項) (国産物品等の実事項)	第二十分条 用子が用子 第三十分条 用子が用子 第三十分条 用子が条 用子が条 用子が手 が 2 ととがに必要な後能の方法を定め、実施しなければならない。 ない、	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月)	版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理は
は作者と対する監査を主管する協所の長は、供給者の品質保証活動及 4. 6. 4 社外監査 (中能者化分する監査を主管する協所の長は、供給者の品質保証活動及 (市力れていることを確認するために、社外監査を実施する。 4. 7 を必要の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可未 文十一時、元年文書、それらに基づき作成される加質記録であり、これ 6 を適切に管理する。 2. 適合性観認対象設備の施設管理 「は適切に処理を行う。 5. 適合性観認対象設備の施設管理 「工事を主管するの所が見は、適合性解認対象設備について、技術基準 取用への適合性を使用所等契予体液合を影響するにより確認し、適合 原則への適合性を使用所等契予体液合を影響するにより確認し、適合	に張るを発摘することにより、適合性を維持する。		
設置計可本文十一号 4.1 調査プロセス 組織は、調査子の地域を保護して「調査物品等」という。)が、 にいう。)に適合するようにする。 2.3 文格の管理 ・			
□管規則 (個種プロセス) 第三十四条 原子力等業件等は、調査する物品文社投資 (以下「調達物品 (1)等」という。)が、日の規定する課金物品を伝統の要求事項(以下「調達物品 (1)を発します。)が、日の規定する課金物品を伝統の要求事項(以下「調達物品 (2)をから、「通合するようにしなければならない。 (2)をから、「通合するようにしなければならない。 (2)をから、 (2)をかって、 (2)をかり、 (2)をから、 (2)をから、 (3)をから、 (3)をから、 (4)をかっ、 (4)をかりを選出をはればならない。 当該職権を選出することができ、カッス、 依束することができるように作成し、 保険活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。 当該権援等等は、 当該権援等を対し、 これを管理しなければならない。 (4)を制用されて、 2)をは機能することができ、 (4)を必要しない。 (4)を対しまれている。 (4)を対しない。 (4)を対しまれている。 (4)を対しまれている。 (4)を対しまれている。 (4)を対しまれることができ、 (4)を対しまれることができ、 (4)を対しまれることができ、 (4)を対しまれることができ、 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を提供等等を対し、 これを管理しなければならない。 (4)を提供等等を対し、 これを管理しなければならない。 (4)を対しまれることがないよう。 当該機関等 (4)を対しまれることがないよう。 当該機関等 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないよう。 (4)を対しまれることがないます。 (4)を対しまれることがないます。 (4)を対しまれることがないます。 (4)を対しまれることがよります。 (4)を対します。 (4			